

## 京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和4年10月25日(火) 午後2時00分～午後3時30分

2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室

3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会長	葭 矢 護
副会長	八 木 一 弘
委員	津 田 嘉 春
委員	狩 野 安 徳
委員	川 崎 芳 彦
委員	石 倉 尚 正
委員	村 岡 繁 樹
委員	益 田 玲 爾

事務局	局長	井 谷 匡 志
	次 長	井 上 太 郎
	副主査	堀 井 理 沙

京都府水産課	技 師	水 谷 昂 栄
--------	-----	---------

京都府水産事務所漁政課	課 長	戸 嶋 孝
	主幹兼係長	宮 嶋 俊 明
	主 査	廣 岡 信 康

京都府海洋センター研究部	部 長	岩 尾 敦 志
--------------	-----	---------

舞鶴市農林水産振興課	主 査	鴨 田 紗夜佳
------------	-----	---------

4. 議事事項と結果

第1号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

5. 議事

井谷局長

定刻となりましたので、第10回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。委員の皆さま並びに関係者の皆さまにおかれましては、本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。昨夜から今朝にかけて非常に激しい雷雨で、この辺りでは停電したり、丹鉄が落雷で止まったり

しているような状況です。また、定置の方も本日ほとんどモテてなかったように聞いております。最近、このような非常に激しい天候が増えてきているように感じており、災害などが起こらなければ良いなと感じております。

また、コロナの感染者数ですけれども、一時期のように急に減ることがなくなってきた、中くらいのところで止まっているということで、また次の波が来るのかなという感じがしております。皆さまにおかれましては一層の感染防止策をお願いしたいと思っております。そういった状況ですので本日の委員会におきまして、ご覧の様にアクリル板を設置し、席の間隔も広くしております。発言の際にはマイクを用いていただきますようお願いいたします。

本日は池田委員、吉本委員のお二人がやむを得ない事情で欠席されており、出席委員は8名で委員会規程第6条により開催の要件は満たしております。

それではここからは会長の議事進行でお願いいたします。

葭矢会長

本日は各委員の皆さまご多用の中を出席賜りまして本当にありがとうございます。先ほど事務局長から挨拶がありましたように、私が自宅を出てくるときは快晴だったんですが、途中で車を走らせていると北部で警報が出ていると。まさかと思ったんですが奈具の海岸がすごく時化っていて、なかなか激しい雷雨だったんだろうなと。南部と北部の天気が違うなということをお知らせされました。ただ一方で、これから気温も水温も下がってきますので、秋の良い漁に繋がってほしいなと期待をしているところです。

それからもう一つ、委員会として嬉しいご報告をさせていただきます。本委員会の川崎委員が一般社団法人大日本水産会の令和4年度水産功績者として全国で36名ほどいらっしゃるんですが、この中の1名ということで表彰されることになりましたのでご披露をさせていただきます。川崎委員、おめでとうございます。

議事に先立ちまして本日の議事録署名委員を指名させていただきます。津田委員、益田委員よろしくお願いたします。

それでは、第1号議案「知事許可漁業における制限措置等について」これは諮問でございます。これを審議します。京都府から説明をお願いします。

(水産事務所)

廣岡主査

(資料1に基づき説明)

葭矢会長

只今の説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。

八木副会長 一番多い時でどのくらいの許可がありましたか。伊根だけで60隻はあったように思いますが。

廣岡主査 記憶が定かではありませんけれども、昭和の末から平成の初め頃についてはかなりの数、不確かではありますが40、50隻ぐらい許可を受けておられる方がいらっしやっただのではないかと思います。さらに遡るともっと数が増えるのかもしれないと思いますが、八木副会長ご指摘のとおり相当数あったということは間違いありません。

葎矢会長 過去、つりはえ縄の漁業者もたくさんおられましたので、それに関連して餌料びきの船もたくさんあったんですけど、今、つりはえ縄をされる方がだいぶ減ってきたことも関連して、15隻の枠の中ですでに8隻は許可を持って操業されているということで、残りの7隻分を今回、許可条件を出して許可をしていこうという内容の諮問でございます。どうでしょうか。その他何かございませんか。

**【発言者なし】**

葎矢会長 他にご質問がないようですので、本議案については特に問題がないということで、京都府知事に原案には異議がない旨答申してよろしいですか。

**【異議なしの声多数】**

葎矢会長 ありがとうございます。それでは異議なしということで、異議のない旨答申をさせていただきます。

議案はこれで終了となりますので、報告事項に移ります。報告事項1「京都府栽培漁業基本計画(第8次)案について」を京都府からお願いします。

(水産課)  
水谷技師

(報告資料1に基づき報告)

葎矢会長 只今の報告事項について、ご意見ご質問等ございませんか。

川崎委員 舞鶴では、サザエ・アワビを放流していますが、湾の中に放流したサザエの生存率は大体8割ぐらい、アワビは1割から2割程度、それぐらいの生存率なんですけど、アワビに関しては7cm、8cmまではたくさんいるんですけど、その後どうなったか。資源管理をしていないので、それを上手くやっ

たら、もっと残るのかもしれませんが、昨日、いくつかの漁業者に「12cm、13cmの大きいアワビを見るか」と聞いたら、「放流したものは見ない。サザエは見るけど」と言っていました。やはり資源管理ですね。ある程度大きくなったものを獲らずに、いつの季節に獲るとかそういうことを決めないと。実際、獲らないようにするのは難しいと思います。ナマコの季節になると、どうしてもそこにアワビがあると獲ってしまったりしますんで。ただ、放流したものを獲る期間を決めて、それを必ず守るようにしたらもっと生存率は上がると思います。

水谷技師                    ありがとうございます。今後の検討の参考にさせていただきたいと思います。

葭矢会長                    その他何かございませんでしょうか。

八木副会長                密漁が多くてダメなようです、伊根の方では。どうやら夜間に青島あたりが。青島は何月から何月までの間は獲ってもいいと。あとは獲られないということで、伊根地区の漁業者には伝えてあるのでそれは守っているわけですが、禁漁期の時期に非常に密漁が多くて、こんなことだったら禁止期間をやめたらどうだというような話があるようです。

川崎委員                    舞鶴でも密漁が多いようです。

葭矢会長                    ありがとうございます。伊根の方でも密漁が多くて、禁止区域・禁止期間、こんなことやめたらいいんじゃないかという極端な意見も漁業者から出ているということですが、僕の若い頃から密漁の件については、なかなか解決しないというところもありまして、それでも地域でいろいろと一生懸命、密漁監視もされていますし、それでも密漁に入るんで、なかなか難しいところがあります。

それと川崎委員が言われたように、湾内でおそらくサザエを放流すると非常に多く残りますが、外海とどうするか。課題はあると思います。栗田湾であったり伊根の青島周辺など静穏域のところでは非常にたくさん残るとというのは海洋センターの試験結果でもありますので。一方、アワビはしっかりと管理してやるということも必要かなと思います。

狩野委員                    栗田ですけど、私どもの方で10年以上前から潜水の許可をはじめました。きっかけは、子どもたちの海離れです。僕

たちが子どもの頃は、幼稚園・小学校・中学校・高校と、夏はずっと海の中というような状況だったのが、この頃の子どもたちは、海が目の前にあっても、スイミングスクールに行き泳ぎを教えてもらおうと。実際、漁業者になりたいという子どもたちがどんどん減っていると。どこにサザエやアワビがいるのか聞くと、わからないと。こういった状況です。だから栗田は、まず最初に潜水は1隻に2名と。親が子どもを連れて教えるということで良いんじゃないかということで許可をしました。それからずっと、今は商業的になりましたが、努力によっては所得が上がるということで、若い人が漁業に入る最初として潜水業が一番良いと思います。なので、放流はもう少し、漁場の区画整理等をやっていただくといいたのかなと思います。京都府の方でも磯焼けが進んでいますので、保存区域とサザエ・アワビにとっての餌料を、藻場造成を並行してやっていかないと、いくら放流しても途中で餌料がなくなれば育たなくなってくるんじゃないかなと思いますので、例えばアワビを放流する場合、育ちやすい環境をつくってから放流すると。それに合わせた餌料がどれだけあるからアワビをこれだけ放流すると。そういった風に考え方が変われば、サザエ・アワビの漁獲量が上がり、個人所得も上がっていくんじゃないかと思いますので、できればその辺りも考えていただきたいと思います。

それからもう一点、今後のスケジュールの中で漁協と京釣協に基本方針骨子を説明されるとありましたが、定置協会もマダイの放流に協力していますので、ぜひ定置協会にも説明をしていただきたいなと思います。

(水産事務所)

戸嶋課長

アワビ・サザエの栽培、放流につきましては、水産事務所の普及員の方が現地で普及指導をさせていただきまして、今、狩野委員が仰いましたように藻場に放流して、放流の仕方もこういった形で放流すれば生き残るんだというようなマニュアルを作りまして、それに沿って皆さん放流をしていただいていると認識しております。放流した後に、どのような形で利用していくのかという部分で、先ほど八木副会長が仰いましたように密漁の問題といったものがやはり現場の方でも聞かれるという状況にあります。そうした中で水産事務所としましても、密漁対策として特に夏場に密漁監視として、毎年のようにらくようを使いまして巡視を行っています。また、漁協各支所に問合せをさせていただき、漁業者の方と一緒に密漁監視の巡回指導をしております。伊根はまだ要望はありませんけれども、網野とか栗田といったところはさせ

ていただいておりますので、伊根の方で八木副会長が仰ったような問題があるのならば、事務所に要望していただければ、こちらとしても集中して巡視をさせていただきたいと思っておりますので、またご検討いただきたいと思います。

それから川崎委員が仰ったようにですね、禁漁期とか禁止区域等、そういったものを設けてきちんと管理していくというのは非常に大事だと思います。養老地区ではアワビについては1ヵ月間でしたか、きちんと期間を決めて、その期間で潜水でアワビを獲るといような取り決めをされているところもございます。そういった取り決めなりを各浜で定めていただくのが京都府としましても放流した種苗をきちんと有効に利用していくための手立ての一つとして非常に有効だと思いますので、各浜におかれましては今後、アワビ・サザエの栽培漁業を成功させるためにも、ルール決めなどをご検討いただければと感じているところでございます。

葭矢会長

ありがとうございます。私、実は京都府水産振興事業団の理事長もさせていただいております、その観点で今後の栽培漁業に向けて、第9次以降に向けてと書かれている中で、種苗及び生産技術の養殖への応用、その辺りも、私個人の意見ですけれども、栽培漁業も基本計画の中に、現在も書かれていると思うので、引き続いて、事業団の技術開発それから技術を使った養殖種苗への応用というものを、もちろん全体をオーソライズしながらじゃないといけないと思いますが、やっていく必要があって、それをもって種苗生産するための経費を少しでも稼いでいくというようなことも必要だと思っておりますので、その辺りも計画作りの時にご配慮いただけたらなと思います。その他にどうでしょうか。

八木副会長

資料にアワビ・サザエ・マダイの漁獲量と放流量というのがありますが、この中で、どう評価ができるのかということについて、トン数だけでは相対性というか、比較がし難いんじゃないかと思えます。今後の方向として、放流の個数がわかっているのであれば、漁獲量も個数で出せれば比較しやすいと思うんですけどね。だいたい漁協の方で、サザエでも出荷時にだいたい小がいくつ、大がいくつだから何キロだとか、何個だなというようなことができれば、放流効果の関係、放流がどうだったということが出るんでしょけれど、トン数で評価するとなるとな、とは思います。

水谷技師

おそらく八木副会長が仰ったのは、この報告事項の別添と

して漁獲量の年別変化を示した図だと思われませんが、確かに仰られるように、例えばアワビのサイズ別に、実際に資源がどういう風に変わっていったのかも含めて確認をする必要があると思っております。先ほど戸嶋が申しましたように、養老地区などでは殻長制限ですとか、かなりアワビの資源管理というものを進めていただいておりますので、併せてどれぐらいのサイズのものが漁獲をされているのかというところも情報があります。そういった情報も使いながら、京都府漁協とも連携して、具体的な漁獲の実情を把握していきたいなと思っております。ただ、申し訳ありませんが現時点で漁獲の状況を把握できる手段、情報というものが全体のトン数しか手元にデータがなかったとうことで、こういった示し方をさせていただきました。今後は、アワビのサイズ、サザエのサイズなどを踏まえて、種苗放流の効果というものを見ていきたいと思っております。

八木副会長           各地区での放流について、今年は何cm以上とかいったような制限を出しているところは結構あるんですか。

水谷技師            先ほど養老地区では調整規則よりもより大きいサイズからしか獲ってはいけませんよという自主的なルールを定めて、資源管理に取り組んでおられたりもします。他の地区ですと、現状ではまだそういう情報はありませんが、養老地区での資源管理の取組を見て、他の地区でも取り組んでみようかというように海洋センター、水産事務所で働きかけを行っていると聞いております。

八木副会長           その場合でも、例えばどのぐらいのものがたくさん出てきているなど。小さいものはたくさん上がっているのに、大きいものがないという地域があるとすれば、例えばこういう状況ですので、もう少し大きくなってからの方がたくさん獲れるんじゃないですかと、そういう考察にもなると思いますので、そういった指導的な面でやっていただけるとありがたいと思います。

廣岡主査            昨年度、海洋センターにおりまして、そういう磯の資源管理の研究指導に携わっていた折りに、養老の事例を参考にされて伊根地区の主に潜水の漁業者から、一度勉強をされたい、あるいは自分たちの地区で自主規制的なことを導入したいというお声がけをいただいて、当時の研究員とともに説明に出向かせていただいたという経過がございます。その中で、

養老と同程度かどうかかわからないですが、伊根地区でも水視の方々も含めて、調整規則より若干大きいサイズでアワビも自主規制サイズを決めていこうということを去年あたりからはじめられたという風に聞いております。それも種苗の収集といいますか、そういったところで他の地区でもやっていたらいいというパンチングシートですね、漁獲物の大きさ、殻長をシートに転記して、それを集めて、その年はどのようなサイズのアワビがどこで獲れたかというような情報収集を、実務的なデータの収集として、関係する漁業者の方々にご協力をいただいて、海洋センターが集めて解析するというようなこともはじめていると思います。引き続き今年度もやっていると思いますので、何年か経ちますとその辺りのデータ解析ができて、では伊根地区では現状どういう漁獲がされていて、今後どういう方法で資源を管理、自主規制サイズも含めて進めていけばいいのかという話し合いを具体的にさせていただけるような形にもっていけないかなと思っておりますので紹介させていただきます。

葭矢会長

ありがとうございます。その他にどうでしょうか。

益田委員

この種苗放流の効果について、漁獲金額を丁寧に出してくれているんですけども、栽培漁業の意味というのは、水揚げだけでは計れないものがあると思います。一つには密漁抑止の効果というのがあるが、多少なりとも放流しているところでは獲るのはマズい、良くないことだなと、一般の認識としてはあるようなんですね。そういうようなこともありますし、それ以上に重要かなと思うのが、この海を守っていこうという意識が、埋め立ててしまうのか磯を残すかということにも多少なりとも作用するとしたら、こういう金額以上のはるかに大きい意義があるのかなと思います。それが計画の文書にあげられるべきかどうかまではわかりませんが、個人的な意見として述べさせていただきました。

葭矢会長

ありがとうございます。貴重な意見をいただきましたので、計画に書けるかどうかは別としてどうでしょうか。

水谷技師

ありがとうございます。正直、栽培漁業の効果の評価という面では具体的にこういう点を評価すればいい、こういう指標で評価すればいいというものなかなか一般論として固まっているというわけではありませんので、今回は第7次計画に掲げられた目標で評価をするとすればということと



書かせていただきました。今後は、第8次は今回説明した内容で計画を作っていきたいと思いますが、その次、第9次に向けて、栽培漁業の効果というものを益田委員の意見を参考にしながら作っていきたいと思っております。

葭矢会長

今、益田委員が言われたように、こういう地域の関連で言ったら、各地域でいろんな産業を生み出していただいて、それが都会に行って、都会の経済活動も地域の農業であったり水産業がないと成り立たないので、しっかりとその辺りの効果を、きちっと謳えればいいんでしょうけど、栽培計画で難しいですけども、そういうことを常に発信していくということが大切かなと思います。

他に何かございませんでしょうか。それと、資料に栽培計画の今後のスケジュールが記載されていますが、次回開催される12月の委員会で諮問を計画されているということでしょうか。

水谷技師

そのとおりです。

葭矢会長

わかりました。よろしく願いいたします。その他にご意見ご質問等ございませんか。

#### 【発言者なし】

葭矢会長

それでは特にご発言もありませんので、報告事項2「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について」を事務局から願います。

井上次長

(報告資料2に基づき報告)

葭矢会長

只今の報告事項につきまして、何かご意見ご質問ございましたらよろしく願います。京都海区から出しました要望につきましては、前回、この委員会で諮らせていただいて提出をした内容でございます。クロマグロの資源管理について、沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について、漁業法改正後の定置網漁業の資源管理について、ミニポートについてと、トータル見渡しますと、どこも同じような要望事項があるということで、これを全部各海区から出してですね、全国の漁調連で採択をしてもらおうと整理をされていたというのが私の印象でした。

石倉委員

一点お尋ねします。大中型まき網漁業の操業禁止区域ですが、京都府は狭いとはボヤッと聞いていたのですが、ここにはっきりと書いてあるので、なぜ京都府の沿岸が狭いのか。一般的に考えると、大中型まき網は大臣許可なので、本来だったら全国一緒が普通ではないかなと一般論的にはそういった気もするんですが、どういう経過があったのか、わかる方がおられましたら説明をお願いします。因みに、他海区はどのくらいの距離があるのかわかればお願いします。

水谷技師

全国的に多いのはだいたい沿岸から6海里というのが多くみられます。そこが京都府ですと3海里が中心になってきているというところは、京都府は禁止区域が非常に狭いと。沿岸に近いというところかと思えます。ただ、そうなった経緯というところがなかなか、今の禁止区域等を定めている法律のおそらく策定時に様々な漁業調整上の理由で決まったところだと思えますが、具体的な内容、経過については把握しておりません。

八木副会長

僕もきっちりとはではないですけど、流れとしてですが、これは昭和26、27年頃から非常にサバが来て、その当時、福井県・京都府・兵庫県の3府県が操業したと。そういった中で、一番力があったのがどこかという、まき網という福井県が一番早くから韓国の方まで行っていたぐらいですから、そういうことでその当時、福井県は47隻程度の許可、京都府は35、36隻、兵庫県が7～10隻ぐらいでしたか、それだけの80カ統以上が操業している。中型まき網、指定中型まき網も含めて。小型まき網も。知事許可の時代に3海里だったと思えます。それが、どこでどうなったのか知りませんが、大中型のまき網操業区域にそのまま、京都の海区が農水大臣の許可になったと。こういう経過があるようです。きちっと調べないとわかりませんが。

葭矢会長

ありがとうございます。これはおそらく公文書に何か残っているかなと。もともと知事許可という話だったようですが、知事許可ですので、その当時いろいろ調整がある中で3海里まで入ってこられたということですね。それがなぜか大臣許可の許可ラインになったと。その代わりに6海里3海里の間は火光利用が制限されたと。石倉委員、正確なことはわかりませんが、八木副会長が記憶を絞り絞り、大臣許可の時に滑り込んでこういうことになったというところは、はっきりとわからないですけど、おそらく国と何らかのやり取りはあつ

たと思うんですけど、ちょっとわからないですね。ただ、一旦決まると国の方もなかなか。僕も水産課長をやっている時に何度もこの問題について話に行ったんですけども、まずは利害関係者との調整ができるんだっただらという話をされて、これも既得権になってしまうとなかなか難しいところがあります。それでもこれから報告がありますが、大中型まき網との問題を話し合う会というのを、京都海区が代表になって、関係する漁業者に集まっていたいて、まき網の船主さんが総会の時に集まれる時に、こちらが申し入れを行う機会をつくってもらっていますので、京都府の沿岸漁業者がこういういろいろと問題をもって操業しているんだという話をする機会があります。これが完全にシャットアウトされると、なかなか物を言う機会がなくなってしまいますので、こういう機会をとらまえて、しっかりと構築していくということが大事になるかと思います。

その他にどうでしょうか。ご意見ご質問等ございませんか。

#### 【発言者なし】

葭矢会長 特にないようですので次の報告事項3「大中型まき網漁業との調整について」を事務局からお願いします。

井上次長 (報告資料3-1、3-2に基づき報告)

葭矢会長 只今の報告事項につきまして、何かご意見ご質問等ございませんか。船主部会はまた来年の6月に開催される予定になっていますので、それまでに再度、幹事会を開催して、きちんとまとめて申し入れをしたいなと思っております。10月20日の幹事会で主に意見が出たのはA I Sについては本当に安全上、絶対必要だということとさらに申し入れをしてほしいという意見と、沿岸漁業者は11月、12月に小さな船を出して白石グリで操業するので、是非ともまき網の操業について配慮いただきたいと重ねて要望してほしいということ、それから先ほど石倉委員の方からありました3海里の件、これについては漁調委だけではなく、行政などあらゆる手をつかってしっかりと継続して要望してほしいというような意見がありましたので、もう一度この辺りを整理した文言に最終オーソライズして、来年6月の船主部会に行こうかなと思います。私と事務局次長の2人で少数の戦力なんですけど頑張っていきたいとは思っております。

その他にご意見ご質問等ございませんか。

八木副会長

今、毎年の事ながらいろいろな話が出ていますが、定置とまき網との関係、それから磯漁業との関係では、いくら言ってもと思います。ただ、一番問題なのはこれからのことです。去年、一昨年ですが、九州の漁業者らが、大型の200トン型の船を造って試験操業ということで、代船でマグロを獲りに入ってきたと。その時に僕は京都府漁協からの依頼で調整委員として、こういう申し合わせをする方がいいと、申し合わせの作成に携わりました。と言いますが、昔は試験操業で入ってきたものは必ず本操業となります。ですから試験操業に入ってきた船についてはこれだけだと。マグロならマグロだけだと。他の魚のところは絶対に獲らせないというように、これからのことを守るのを第一にして、今の問題、3海里の問題については、これ以上進展しないのもっと変わった方向での関係を今後検討するべきなのかなと私は思います。

葭矢会長

ありがとうございます。八木副会長の方から別の、起死回生の方法を何か考えつかないと、これはなかなか解決しないよと。確かにその一面もあると思いますけど、ただ一方でこちらの方の、やっぱり京都府の沿岸漁業者の総意というものをやっぱり常に伝えていくということも一方で必要だと思いますので、せっかく先輩方がつくってくれたこのまき網との調整の会については少なくとも、来年の6月には申し入れをしたいなと思っております。

狩野委員

私も宮津地区の代表として、当初からまき網を考える会の幹事としてずっとやっておりました。今年から養老の嶋崎さんに代わってもらいましたが、今、八木副会長が言われたようにおそらく無理だ、というのが今の現状だと思います。ただ、話す機会を継続することが大事だと思います。他の方法ということですけど、冠島、大グリですけど、あれは岩礁なんですね。冠島を島として認定を国、京都府がしていただくと少しものの考え方が変わってくるのかなということだと思うんですけども、その辺りが少し難しいようなところがあったように聞いていますが、再トライされたらどうかなと思います。

葭矢会長

ありがとうございます。今の狩野委員が仰ったことについて、何方かわかる方おられますか。わからなければ研究していただければと思います。そういう良い方法があるのであれば。私が若い頃にもやっぱり、大中型まき網については毎年

入ってきてトラブルがあるということで、その当時は何も話し合いの機会がなかったんですけど、先輩方が一生懸命そういう話し合いの機会をつくってくれました。もう20年ぐらい経つんですかね。その中で毎年操業しているという形です。ここ3年ほどはコロナで顔を合わせてやることはなかったんですけど、今年の6月に久しぶりに顔を合わせてやることができました。結構うるさいことを言うなという感じでした。AISをつけてほしいと言ったのが。ただ、AISは流石につけて動いてほしいなと思います。令和元年でしたか、伊根の方でつりはえ縄の漁船が実際に巻かれたということで、本当に危機一髪事故が起こって、人身事故には何とかならなかったんですけど、これ一度、人身事故が起こってしまうとおそらく大きな企業さん、まき網の方に大きな影響が出ると思います。申し合わせをしているのに事故が起こってしまったということが出てしまうと。やはりことらは小さな船ですので、安全に操業してもらおうということで、AISについては再度、申し入れをしようと思います。漁業者の方からも意見がありましたので。これにつきましては、幹事会を開いて来年の6月に申し入れをするために成文化をしたいと思っています。

その他にご意見ご質問等ございませんか。

#### 【発言者なし】

葭矢会長

特にないようですので、これで報告事項を終了します。その他になにか報告することがありましたらよろしく願います。

水谷技師

漁業権の免許更新について、簡単に口頭にて現在の状況をお伝えさせていただきます。これまで漁業権については、適切かつ有効に使われているということについて漁獲量ですとか出漁状況などを基準にしてどういった状況であるというところを報告させていただきました。現在、そういった報告内容をベースに各漁協支所に、次回漁業権に向けて要望の聞き取りを行っております。今後はその要望を踏まえて、漁場計画の素案という形で取りまとめまして、改めて広く意見を募った後に、漁場計画案、そして漁場計画という風に進んで、最終的には令和6年1月1日に新しい漁業権の免許ということで動いております。今後、委員の皆さまにも各種諮問などでお世話になることがあるかと思いますが、よろしくお願いたします。

葭矢会長

ありがとうございます。いよいよ本格的に令和6年1月1日には新免許となりますので、京都府の計画、それからそれに対する諮問、答申ということで漁調委の方も忙しくなってくるかと思いますがよろしくお願いいたします。

それでは、これにて委員会を終了させていただきたいと思  
います。本日はありがとうございました。

【閉会 午後3時30分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和4年10月25日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員